

令和2年度 入札・契約状況
令和3年度 入札・契約の対応方針
(工事)

令和3年4月1日

中国地方整備局

港湾空港部

★見直し又は新たな取組み

令和2年度 入札・契約状況

1.総合評価落札方式別契約件数	p2
2.応札率及び落札率の現状	p3
3.低入札の発生状況	p4
4.総合評価落札方式の実施状況	p5

令和3年度 入札・契約の対応方針

◆総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み

①企業に対する評価の改善

5.作業船の保有及び環境基準達成状況の評価	p6
6.i-Construction大賞受賞企業等の評価【中国独自】	p8
7.ボランティア活動実績の評価【中国独自】★	p9

②技術者に対する評価の改善

8.専門的な技術者資格の評価【中国独自】★	p10
9.継続教育学習（CPD）の評価【中国独自】★	p12
10.海外インフラプロジェクト技術者の評価★	p13

③企業及び技術者に対する評価の改善

11.平均成績評定点の算定方法の見直し【中国独自】★	p14
12.チャレンジ型の適用拡大【中国独自】★	p15

◆入札・契約手続きの改善に向けた取組み

13.閲覧資料のデジタルデータによる提供【中国独自】	p17
14.技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】	p18

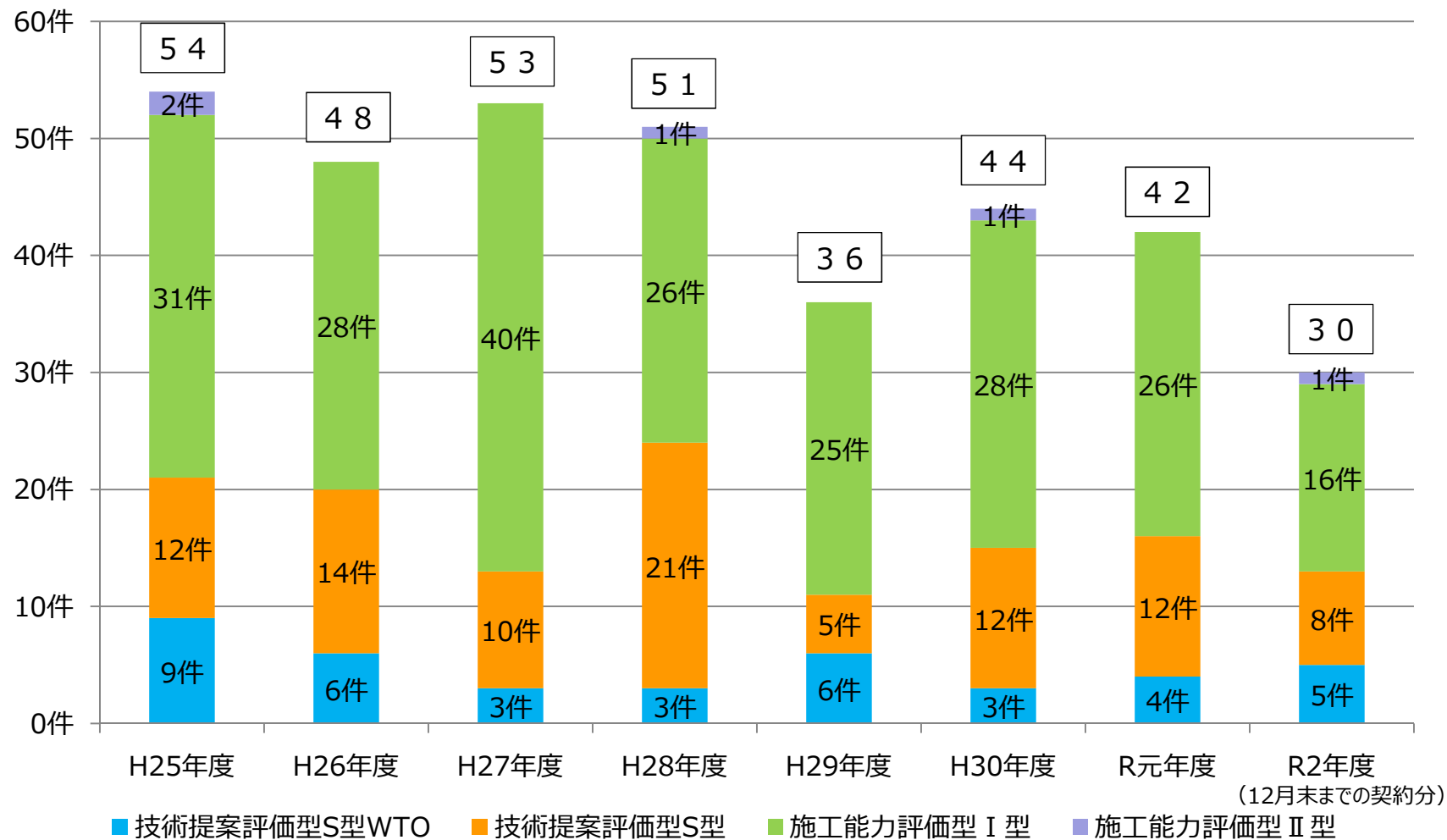
(参考) 令和3年度 総合評価落札方式適用区分 p19

(参考) その他の主な取組み p20

1. 総合評価落札方式別契約件数

- ◇港湾空港関係工事の発注件数は近年50～40件前後で推移しており、概ね横ばい。
- ◇28年度に水島港、浜田港等の大規模事業が完了したことにより、29年度は一時的に減少。
- ◇令和2年度は、徳山下松港、福山港等で大規模事業が本格化しており、年度末までには例年並みの件数となる見込み。

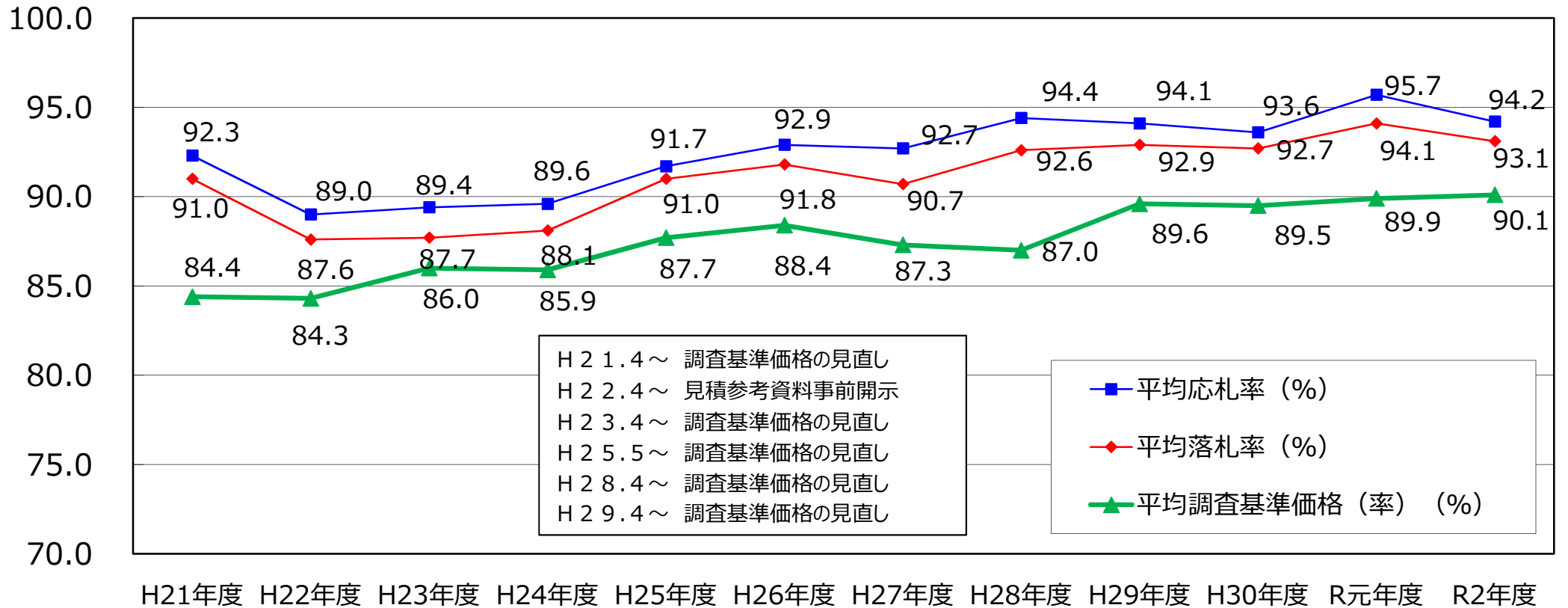
総合評価落札方式別契約件数



※港湾5工種以外の建築工事などを含む。

2. 応札率及び落札率の現状

- ◇令和2年度の平均応札率は94.2%で、前年度より▲1.5ポイントの低下。
- ◇令和2年度の平均落札率は93.1%で、前年度より▲1.0ポイントの低下。
- ◇平均応札率、平均落札率とも、長期的には緩やかな上昇傾向がみられる。
- ◇調査基準価格は段階的に引き上げられ、令和2年度には約90%まで上昇。



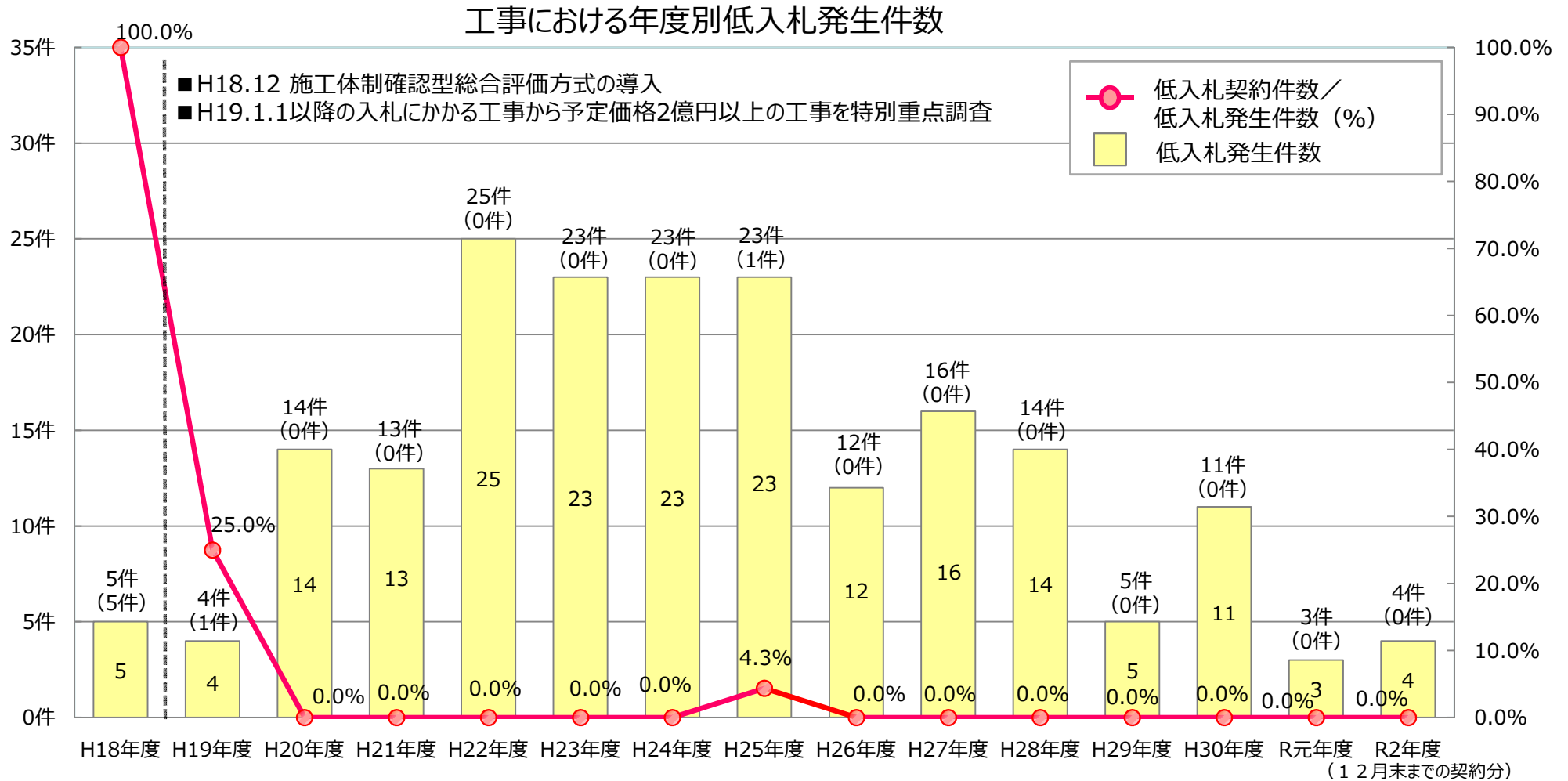
※平均応札率 (%) 算出方法：各応札者の入札価格÷予定価格×100 の平均値
 ※平均落札率 (%) 算出方法：落札者の入札価格÷予定価格×100 の平均値
 ※平均調査基準価格 (率) (%) 算出方法：調査基準価格÷予定価格×100 の平均値
 ※H30年度は随意契約1件 (災害) を除く。

(12月末までの契約分)

3. 低入札の発生状況

◇令和2年度の低入札は4件（30件中）で、前年度からほぼ横ばい。

◇施工体制確認型及び特別重点調査を導入した平成20年度以降、低価格入札を行った者と契約した工事は1件※のみ。

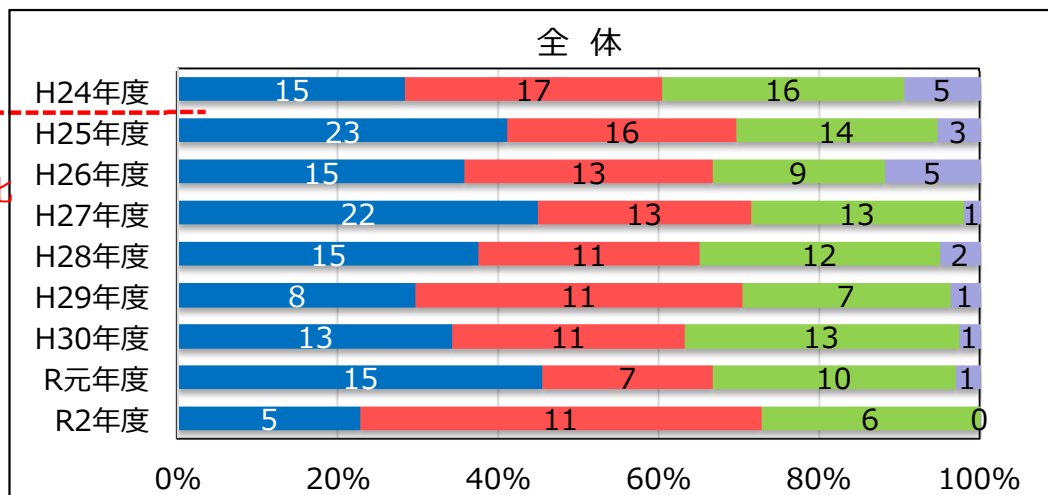


注：（ ）内は当該年度低入札での契約件数を示す。港湾5工種以外の建築工事などを含む。

※低入札業者から提出された施工体制確認のための資料の審査及び低入札価格調査を経て、契約を行ったもの。

4. 総合評価落札方式の実施状況

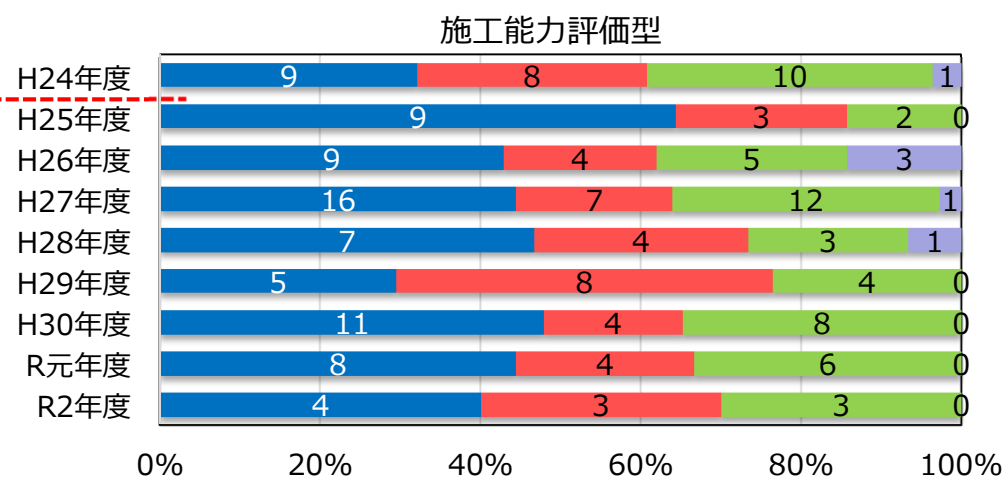
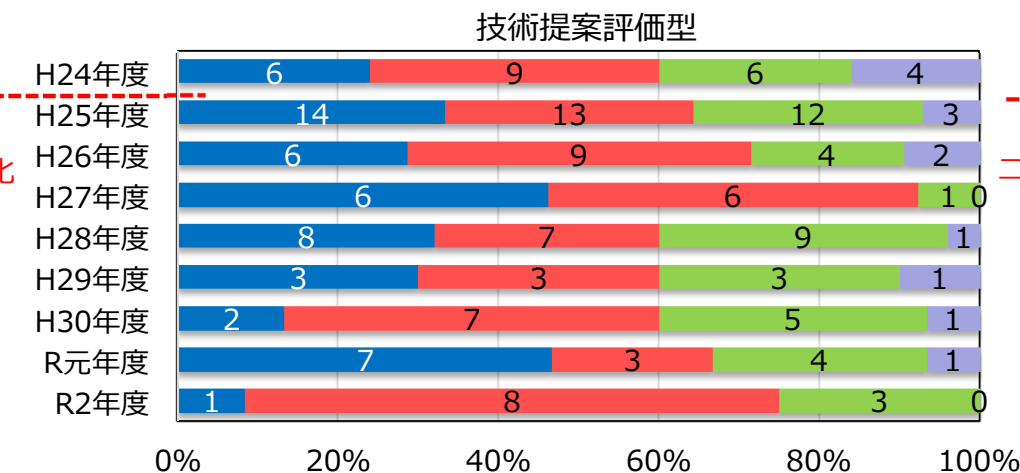
◇技術評価点が1位の者が落札するケース（分類①+分類②）が全体の60～70%程度を占めており、総合評価落札方式の適用によって、品質の確保・向上が期待できる落札者の決定が一定程度実現していることがうかがえる。



[対象] 2者以上による競争がなされた工事、R2年度は12月末までの契約分

- [凡例]
- 分類①：技術評価点、価格評価点ともに1位
 - 分類②：技術評価点が1位で、価格評価点が2位以下
 - 分類③：価格評価点が1位で、技術評価点が2位以下
 - 分類④：技術評価点、価格評価点ともに2位以下

(参考) 「二極化」とは、総合評価落札方式の区分を、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の2つに抜本的に見直したことをいう。



5.作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

◇経緯

- ・港湾工事や災害時に必要不可欠な作業船は隻数の減少に歯止めがかからない状況。
- ・NOx排出量規制適用前に建造された船舶が95%を占める等、老朽化も進んでおり、港湾整備事業に伴う環境負荷の低減を図るためには、環境性能の高い作業船への代替を更に促進する必要がある。
- ・平成26年度より、作業船を使用する工事において、作業船の保有状況及び環境性能達成状況を加点評価しており、令和元年度には、環境性能の高い新造船の自社保有をより優位に評価するよう見直し、さらに令和2年度には共同保有に対する評価を引き上げるよう見直しを実施。

◇評価方法

- ・作業船の保有状況：最大2点(3段階)、作業船の保有形態及び環境性能達成状況：最大2点(5段階)

■試行状況

加点項目	点数	年度	適用件数	参加表明者数	加点企業数	加点率	落札者
作業船の保有状況	2点	30年度	23件	109者	14者	12.8%	8者
		元年度	27件	93者	30者	32.3%	13者
		2年度	11件	36者	9者	25.0%	5者
保有する作業船の環境性能の達成状況	2点	30年度	23件	109者	33者	30.3%	7者
		元年度	27件	93者	10者	10.8%	4者
		2年度	11件	36者	4者	11.1%	2者



■確認の結果

- ・作業船の保有及び代替建造の促進のため重要な施策であることから、引き続き試行しながら、効果を確認していく。



・作業船の保有及び環境基準達成状況の評価（R2年度～）

【最大4（2）点】※2

評価項目	評価基準	配点	
作業船の保有	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を保有しており、保有比率又は保険支払比率が右記に該当	50%以上	2（1）
		20%以上	1（0.5）
		20%未満	0.5（0.3）
	その他		0
平成22年7月以降※1に自ら新造した、環境性能を満足する作業船の保有状況等 注）新造船は新造後15年、中古船は建造後15年、原動機を取り替えた船舶は原動機製造後15年を加点期間とする。	「作業船の保有」にて提示した作業船が平成22年7月以降に自ら新造した自社又は共同保有船（出資持分比率が50%以上）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足している。		2（1）
	「作業船の保有」にて提示した作業船が平成22年7月以降に自ら新造した自社又は共同保有船（出資持分比率が20%以上50%未満）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足している。		1（0.5）
	又は、「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶（出資持分比率が50%以上）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準（2次規制）を満足している。		
	「作業船の保有」にて提示した作業船が平成22年7月以降に自ら新造した自社又は共同保有船（出資持分比率が20%未満）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足している。		0.6（0.3）
	又は、「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶（出資持分比率が20%以上50%未満）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準（2次規制）を満足している。		
	又は、「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶（出資持分比率が50%以上）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準（1次規制）を満足している。		
	「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶（出資持分比率が20%未満）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準（2次規制）を満足している。		0.4（0.2）
	又は、「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶（出資持分比率が20%以上50%未満）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準（1次規制）を満足している。		
	「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶（出資持分比率が20%未満）であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準（1次規制）を満足している。		0.2（0.1）
	上記以外		0

※1：これより「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正により、船舶に設置される原動機にかかる環境規制が導入。

※2：施工能力等の満点が40点の場合は最大4点、施工能力等の満点が20点の場合は最大2点。

6.i-Construction大賞受賞企業等の評価【中国独自】

◇経緯

- 国土交通省では、i-Constructionにかかる取組を推進するため、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設し、建設現場の生産性向上にかかる優れた取組みに対する表彰を開始し、これまでに、62の企業又は団体が同賞を受賞。
- さらに、中国地方整備局では令和元年度、i-Constructionにかかる取組が顕著企業に対する「中国i-Construction表彰」を新設。

◇評価方法

- 令和2年度より、企業に対する表彰受賞実績（過去5年間）の評価について、現行の「優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰の受賞実績」に加え、「i-Construction大賞」（大臣表彰）及び「中国i-Construction表彰」（局長表彰）の受賞実績を追加。

評価項目		評価基準	配点	
企業 の 能力 等	表彰	当該工種のi-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞） ^注 あるいは中国地方整備局管内（港湾空港関係）の当該工種の優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰または中国i-Construction表彰（局長表彰） ^注 [過去5年間]	i-Construction大賞あるいは局長表彰の実績有り	1.0
			事務所長表彰の実績有り	0.5
			表彰無し	0

■ 試行状況

- 令和2年度は、延べ5者が「i-Construction大賞」の受賞実績により加点評価を受けた。



■ 確認の結果

- 生産性向上のため重要な施策であることから、引き続き試行し、効果を確認していく。



継続

注) 受賞対象となった工事が当該工種と同一である場合に限り加点評価の対象とする。なお、受賞部門は問わない。又、共同企業体としての受賞実績は当該共同企業体を構成する全ての企業が受賞したものと取り扱う。

見直し

7. ボランティア活動実績の評価【中国独自】

◇背景

- ・施工能力評価型では、地域貢献度の評価項目の一つとして、地域におけるボランティア活動・社会貢献活動の実績を評価している。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、やむを得ず活動を縮小又は中止せざるを得なかった状況を勘案し、評価基準の見直しが必要。

■見直し内容

・より優位に評価するための評価基準（過去4年間に毎年1回以上かつ4年連続した活動実績あり）を、「過去4年間に2年以上連続を含む3回以上の活動実績あり」に緩和する。

		評価項目	評価基準	配点
現 行	地 域 貢 献 度	中国地方整備局管内の行政機関が主催又は共催する地域ボランティア活動又は会社独自の地域ボランティア活動に対する行政機関からの表彰状・感謝状の受領等による、継続的な地域貢献の実績 [過去4年間]	毎年1回以上かつ4年連続で活動実績あり	① 1.0
			毎年1回以上かつ4年連続で活動実績は無いが、1回以上の活動実績あり	② 0.5
			実績なし	③ 0



		評価項目	評価基準	配点
見 直 し	地 域 貢 献 度	中国地方整備局管内の行政機関が主催又は共催する地域ボランティア活動又は会社独自の地域ボランティア活動に対する行政機関からの表彰状・感謝状の受領等による、継続的な地域貢献の実績 [過去4年間]	2年以上連続を含む3回以上の実績あり	① 1.0
			①には該当しないが、過去4年間に1回以上の実績あり	② 0.5
			実績なし	③ 0

8. 専門的な技術者資格の評価【中国独自】

◇経緯

- ・企業の技術力が十分に発揮できる競争環境を確保するため、品質向上に資する専門的な技術者資格を評価。平成26年度より工事工種ごとに関連のある資格を設定、平成30年度より技術提案評価型S型を含む全ての工事に対象を拡大した。
- ・令和元年度より、工事内容に応じて、より品質向上に資すると考えられる「専門的な技術者資格」を適切に加点評価していくため、加点評価の対象とする技術者資格を見直し。

◇評価方法

- ・評価対象とする資格は、海上工事施工管理技術者、海洋・港湾構造物維持管理士等、全12資格。
- ・資格要件として申請した資格以外の資格の取得状況について加点評価（0.5～2点）。

■試行状況

年度	試行件数	参加表明者数	活用企業数（割合）	うち落札者数（割合）
30年度	38件	161者	92者（57.1%）	23者（14.3%）
元年度	36件	113者	50者（44.2%）	14者（12.4%）
2年度	37件	116者	50者（43.1%）	14者（12.1%）



■確認の結果

- ・令和3年2月に「港湾海洋調査士（総合部門）」が国土交通省登録資格に新規登録されたことを踏まえ、評価する資格の見直しを行う。



見直し

・専門的な技術者資格の評価【中国独自】

■ 評価する技術者資格（令和3年度～）

評価する技術者資格	発注工事の工事内容
海上工事施工管理技術者 （Ⅰ類：浚渫）	浚渫工、構造物撤去工（海上撤去工）を主要工種とする工事等
海上工事施工管理技術者 （Ⅱ類：コンクリート構造物）	コンクリート構造物に関する本体工、上部工、基礎工、消波工、海上地盤改良工、橋梁下部工等を主要工種とする工事等
海上工事施工管理技術者 （Ⅲ類：鋼構造物）	鋼構造物に関する本体工、基礎工、海上地盤改良工、橋梁下部工等を主要工種とする工事等
空港工事施工管理技術者	空港に関する土木工事等
空港土木施設点検評価技士	空港施設の維持管理に関する工事等
海洋・港湾構造物維持管理士	港湾・海岸施設の改良に関する工事等
海洋・港湾構造物設計士	港湾・海岸施設の改良に関する工事であって、施工の進捗に応じて設計照査が必要となる工事等
舗装施工管理技術者	舗装工を主要工種とする工事等
1級建築士、1級建築施工管理技士	建築工事等
港湾海洋調査士（ <u>総合部門及び工事ごとに該当する1部門を指定</u> ）	浚渫工、土捨工等で、特に深浅測量、危険物探査、環境調査及び海象調査に関する技術的判断が品質向上において重要な工事等
地質調査技士	基礎工、地盤改良工等で、特に地質に関する技術的判断が品質向上において重要な工事等

見直し

9. 継続教育学習（CPD）の評価【中国独自】

◇ 背景

- ・総合評価落札方式（技術提案評価型及び施工能力評価型）では、技術者の能力等の評価項目の一つとして、継続教育学習（CPD）への取組み実績を評価している。
- ・令和2年度は6月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、審査基準日を「競争参加資格確認申請書の提出期限日」から「令和2年3月31日」に変更する応急的対応を行ったところ。
- ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度以降、やむを得ず取組みを縮小せざるを得なかった状況を勘案し、評価基準の見直しが必要。

■ 見直し内容

- ・評価基準（①10割を満足している、②5割を満足している、③5割を満足していない）を、「①8割を満足している、②4割を満足している、③4割を満足していない」に緩和する。
- ・審査基準日は、直近の取組み努力が適切に評価できるよう、従前どおり「競争参加資格確認申請書の提出期限日」とする。

評価項目			評価基準	配点
現 行	施 工 能 力 等	技 術 者 の 能 力 等	CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）を満足している	① 1.0
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の5割を満足している	② 0.5
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の5割を満足していない	③ 0



評価項目			評価基準	配点
見 直 し	施 工 能 力 等	技 術 者 の 能 力 等	CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の8割を満足している	① 1.0
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の4割を満足している	② 0.5
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の4割を満足していない	③ 0

新規

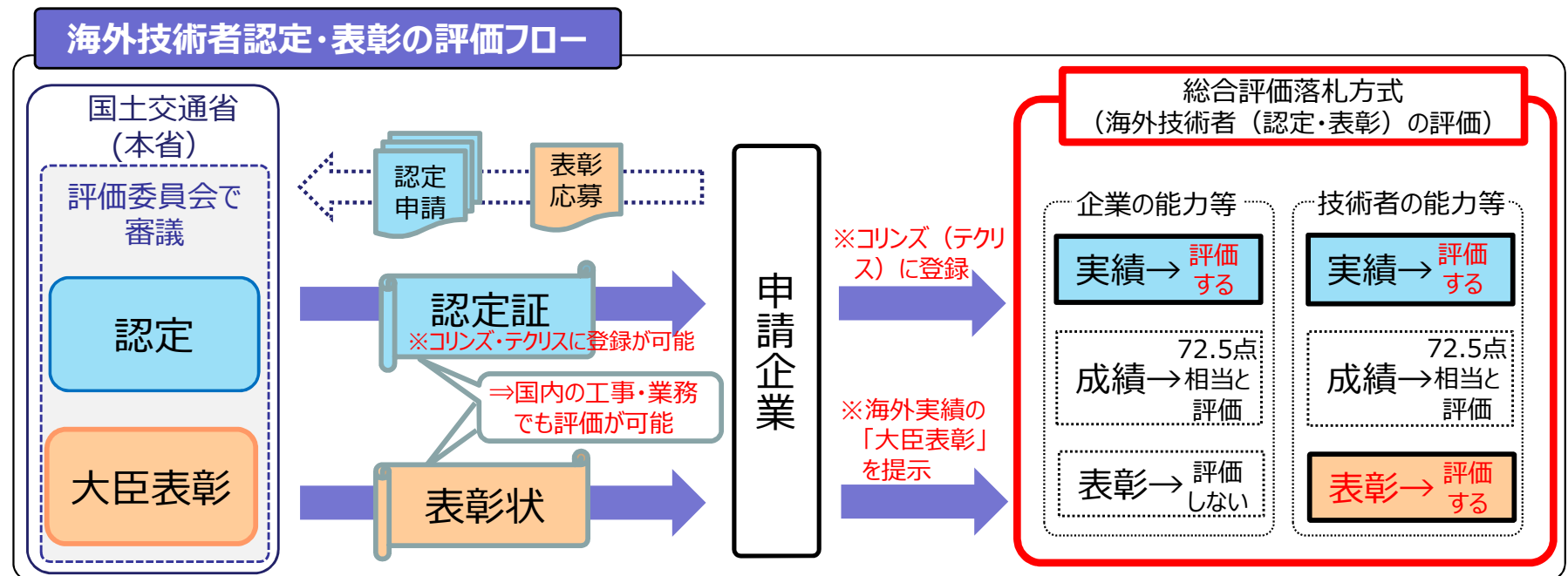
10.海外インフラプロジェクト技術者の評価

◇背景

- 建設業の海外進出、技術者の国内外の流動性を高める必要がある一方、直轄工事等で実績評価の際に用いるデータベース（コリス）には、海外での施工実績の登録が進んでおらず、当該実績が国内公共工事の調達において評価されない状況。
- そのため国土交通省では、国内の公共工事において海外工事等の実績を評価する新たな仕組みが必要として、令和3年2月、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設し、初回認定・表彰を実施した。

■見直し内容

- 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定又は表彰された技術者の施工実績について、総合評価落札方式の施工実績として評価する。



見直し

11. 平均成績評定点の算定方法の見直し【中国独自】

◇背景

- ・企業及び技術者の「過去5年間の当該工種の平均工事成績評定点」の評価において、該当する施工実績が1件しかない場合には、評価の公平を期すため、当該成績評定点と「一般的な品質で施工した場合に得られる成績評定点（72.5点）」との平均値により評価することとしている。
- ・しかしながら近年、平均工事成績評定点が上昇傾向にあることから、従前の算出方法では評価が過小となる傾向にある。
- ・そのため、該当する施工実績が1件しかない場合の評価値の算出方法の見直しが必要。

■見直し内容

- ・該当する施工実績が1件のみの者に対する評価方法を、当該実績の成績評定点が「直近5年間の全地整・全工事の平均工事成績評定点（78.5点）」より高い場合と低い場合とに区分し、それぞれ評価の対象とする点数の算出方法を見直す。

評価項目			評価基準
現行	施工能力等	企業又は技術者の能力等	中国地方整備局※管内（港湾空港関係）の当該工種の工事成績評定点の平均点 [過去5年間] ※企業に対する評価の場合（技術者に対する評価の場合は、全地方整備局とする）
			①施工実績がない者については、一般的な品質で施工した場合に得られる成績評定点72.5点相当の加算点を与える。
			②施工実績が1件の者については、 <u>施工実績の工事成績評定点と72.5点の平均点</u> を評価の対象とする。
			③施工実績が2件以上の者については、 <u>施工実績の工事成績評定点の平均点</u> を評価の対象とする。



評価項目			評価基準
見直し	施工能力等	企業又は技術者の能力等	中国地方整備局※管内（港湾空港関係）の当該工種の工事成績評定点の平均点 [過去5年間] ※企業に対する評価の場合（技術者に対する評価の場合は、全地方整備局とする）
			①施工実績がない者については、一般的な品質で施工した場合に得られる成績評定点72.5点相当の加算点を与える。
			②施工実績が1件の者については、 <u>ア)施工実績における工事成績評定点が78.5点以上の場合、当該工事成績評定点と78.5点との平均点</u> を評価の対象とする。 <u>イ)施工実績における工事成績評定点が78.5点未満の場合、当該工事成績評定点</u> を評価の対象とする。
			③施工実績が2件以上の者については、 <u>施工実績の工事成績評定点の平均点</u> を評価の対象とする。

見直し

12. チャレンジ型の適用拡大【中国独自】

◇背景

- 総合評価落札方式においては、過去の工事成績評定点や表彰実績の評価を通じて、適正な品質を確保していくことが重要である一方、競争性をさらに向上させるため、受注実績の少ない企業の参加意欲を引き出せるよう、多様なタイプを採用していくことが重要。
- そのため、受注実績に基づく評価項目（過去の工事成績評定点や表彰実績）を設定しない「チャレンジ型」を適切に活用していくことが必要。

■見直し内容

- 成績・表彰等の評価項目を設定しない「チャレンジ型」の発注件数を、A等級向け工事ではさらに増やすとともに、B又はC等級向け工事にも適用を拡大する。
- 令和3年度は、A等級向けチャレンジ型工事として年間2件以上、B又はC等級向けチャレンジ型工事として各事務所1件以上を目標として試行し、効果や課題、工事品質の確保状況等を確認していく。

		評価項目	チャレンジ型
施工能力等	企業の能力等	同種工事の施工実績・施工規模	設定あり
		当該工種の平均工事成績評定点	設定しない
		表彰実績	設定しない
		新技術の採用／技術開発実績	設定あり
		ゴールドカード認定	設定しない
		作業船の保有	設定しない
		環境性能を満足する作業船の保有状況	設定しない
		建設マスター等の配置、若手技術者等の雇用、災害協定の締結等	設定あり
	技術者の能力等	同種工事の施工実績・施工規模・従事役職	設定あり
		当該工種の平均工事成績評定点	設定しない
		表彰実績	設定しない
		当該県内での従事実績	設定あり
		CPD、資格の取得	設定あり

見直し

・チャレンジ型の適用拡大【中国独自】

評価基準

評価項目		(例) 技術提案評価型 S 型 (作業船使用あり、地域貢献度評価なし)		(例) 施工能力評価型 I 型 (作業船使用あり、地域貢献度評価あり)	
		通常型	チャレンジ型	通常型	チャレンジ型
タイプ		通常型	チャレンジ型	通常型	チャレンジ型
企業の 能力等	同種工事の施工実績	1	2	2	6
	同種工事の施工実績の施工規模	1	1	2	4
	当該工種の平均工事成績評定点	3	設定しない	5	設定しない
	表彰実績	1	設定しない	1	設定しない
	新技術の採用／技術開発実績	1	1	－	2
	ゴールドカード認定	1	設定しない	1	設定しない
	作業船の保有	1	設定しない	2	設定しない
	環境性能を満足する作業船の保有状況	1	設定しない	2	設定しない
	建設マスター等の配置	－	1	－	2
	若手技術者等の雇用	－	－	1	2
小計		10	5	16	16
施工 能力等	当該地域における本支店等の有無	/	/	2	2
	企業における近隣地域での施工実績			2	2
	技術者における近隣地域での施工実績			2	2
	災害協定の締結			0.5	1
	災害活動実績			0.5	－
	ボランティア活動実績			1	1
小計				8	8
技術者 の 能力等	同種工事の施工実績	1	1	2	6
	同種工事の施工実績における従事役職	1	1	2	3
	同種工事の施工実績の施工規模	1	1	2	3
	当該工種の平均工事成績評定点	2	設定しない	6	設定しない
	表彰実績	1	設定しない	2	設定しない
	当該県内での従事実績	2	1	－	－
	C P D	1	0.5	1	2
	資格の取得	1	0.5	1	2
小計		10	5	16	16
施工能力等 合計		20	10	40	40
技術提案／簡易な施工計画 合計		40	30	可／不可	可／不可

13. 閲覧資料のデジタルデータによる提供【中国独自】

◇経緯

- ・工事における総合評価落札方式の実施にあたっては従前より、入札参加又は技術提案書の作成に資すると考えられる既往資料（工事施工に伴う船舶航行安全対策検討報告書等）について、公告日～競争参加資格確認申請書の提出期限の間、閲覧に供してきたところ。
- ・しかしながら、発注担当部局窓口における印刷物の閲覧は、競争参加を検討する者にとって時間、作業量ともに大きな負担となっていた。
- ・このため、令和元年度より、申請者の閲覧にかかる利便性の向上を目的として、資料閲覧を伴う全ての工事を対象として、印刷物による閲覧に加え、デジタルデータによる提示を開始。
- ・なお、デジタル情報の提示にあたっては、情報管理の徹底を図るため、目的外使用及び複製・第三者への提供を行わないこと、知り得た情報は入札後速やかかつ確実に破棄すること、また漏洩等が判明した場合には発注者が行う調査に応ずること等を記した「誓約書」の提出を求める（具体的な申請方法等は入札説明書に記載）。

■ 試行状況

- ・令和2年度は、8工事について延べ26者からデジタルデータによる閲覧の申請があった。
- ・一方、紙による閲覧申請者は皆無であった。



■ 確認の結果

- ・資料閲覧の負担が削減され、申請者の利便性が大幅に向上。
- ・引き続き試行し、効果や課題を確認していく。

①公告後、電子メール等により、閲覧資料のデジタル情報による提示を希望する旨を連絡すると同時に、「誓約書」を提出

②「誓約書」の内容を確認したうえで、デジタル情報の閲覧に必要なパスワードを通知

③中国地方整備局インターネットホームページから、閲覧資料をデジタル情報により閲覧



継続

14.技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】

◇経緯

- 技術提案評価型では、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえ、WTO対象工事で2つ、それ以外の工事では1つの「テーマ」を指定し、1テーマにつき、3つの施工上の工夫等の技術提案を求めてきた。しかしながら、全国的な工事量の増加や働き方改革の進展等に伴い、技術提案書の作成にかかる負担が大きくなっている状況。
- 令和2年度より、施工上の技術的課題が少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減する試行を導入。
- 対象工事は施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえて選定。

項目	分類	求める提案数
技術提案	WTO対象工事 (技術提案評価型S型)	2テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事 (試行)	1テーマ×3提案 1テーマ×2提案
	WTO対象以外の工事 (技術提案評価型S型)	1テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事 (試行)	1テーマ×2提案

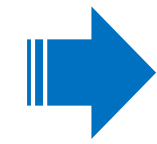
■ 試行状況

- WTO対象：全5件中 **0件** (手続き中2件あり)
- WTO対象以外：全8件中 **3件** で試行 (全て港湾土木)



■ 確認の結果

- 技術提案書の作成にかかる**負担が大幅に軽減されたとの好意的な意見が大半**。
- **引き続き試行し、効果や課題を確認していく**。



継続

①～③の工種は、下記のとおり
 ①港湾土木等：港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等土木工事
 ②空港舗装：空港等舗装工事
 ③鋼構造物：港湾等鋼構造物工事

工事規模 (概算額 単位：億円)	①：港湾土木等		②：空港舗装		③：鋼構造物		技術提案評価型 S 型 (WTO)					技術提案評価型 A 型 (WTO)		
	WTO	6.9	WTO	6.9	WTO	6.9								
本官	A等級	2.5	2.5	A等級	2.5	A等級	2.5	2.0	I	II	III	IV	V	VI
分任官	B等級	0.9	0.9	1.2	0.5	B等級	0.37	I	II	III	IV	V	VI	
														0.0
	C等級	0.0	0.0	C等級	0.0	B等級	0.0							
工事技術的難易度														

※本官・分任官及び等級を適用する工事規模については、概算で設定している。

※工事規模が2億円以上2.5億円未満かつ工事技術的難易度Ⅲ以下の工事については、事業の効率的な実施のため、特例として分任官契約範囲を拡大する場合がある。

○ **中小企業を対象とした工事発注【中国独自】（平成29年度～）**

- ・中小企業者の受注機会の拡大を図るため、本官発注工事のうち、2.5億円以上3.0億円未満の工事を「中小A等級企業」を対象として発注する（対象工事は技術的難易度及び競争性の確保を考慮して決定）。

○ **J V 構成員の参加要件の緩和（客観点数の引き下げ）（平成30年度～）**

- ・WTO対象工事におけるJV構成員の競争参加資格要件の一部（客観点数）を見直し、中小企業が参加しやすい工事の発注を試行する（港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事を対象として試行）。

○ **工事実績要件の緩和（主作業船を使用した下請け実績の評価）（平成30年度～）**

- ・中小企業の実績の確保に向け、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める（WTO対象工事を除く、主作業船を使用する港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事について試行）。

○ **技術者の施工経験における役職要件の緩和【中国独自】（令和元年度～）**

- ・品質低下の恐れがないと判断されるWTO対象工事については、配置予定技術者に求める施工経験の従事役職（監理（又は主任）技術者又は現場代理人）を問わない。

○ **地元企業活用促進型【中国独自】（平成21年度～）**

- ・地元建設業の活用や地元企業からの資材調達を促すため、WTO以外の本官工事（但し、単一工種工事を除く）を対象として、1次下請における地元企業の活用率、地元資材の活用率等を加算評価する。

○ **担い手確保重視型（平成26年度～）**

- ・建設業における担い手確保を推進するため、B等級を対象とした難易度Ⅰ・Ⅱの工事を対象として、同種工事の施工実績や工事成績評定点の加算点を抑え、若手技術者等の雇用や技術者の教育・学習、資格の取得等を評価する「担い手確保重視型」を試行する。

○ **W L B 等推進企業の評価（平成29年度～）**

- ・建設業界全体でワークライフバランス（WLB）を推進するため、WTO段階選抜工事を対象に、WLBを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。

○災害活動実績の評価【中国独自】（令和元年度～）

- ・地域貢献度の評価対象として、災害活動実績に基づく中国地方整備局長からの「災害対策関係功労者表彰（港湾空港関係）の実績の有無」[過去3年間]を追加する。

○技能者の配置の評価（平成29年度～）

- ・工事目的物の品質向上のため、技術提案評価型S型（チャレンジ型）と施工能力評価型を対象として、技能者（登録基幹技能者及び建設マスター）の配置に対する評価を試行する。

○技術者の施工実績に対する評価【中国独自】（令和2年度～）

- ・技術者の高齢化が進展し、経験の豊富な技術者が減少していることを踏まえ、「監理（主任）技術者又は現場代理人としての従事実績をもたない技術者」を登用しやすい環境を確保するため、同種工事の評価において、従事役職にかかる要件を緩和する。

○監理（主任）技術者の申請方法の変更（平成30年度～）

- ・配置予定監理（主任）技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて契約後の変更を認めることにより申請書類の削減、申請手続きの簡素化や監理技術者の柔軟な配置に繋げる。

○自主採点書類の提出【中国独自】（令和元年度～）

- ・総合評価落札方式における評価値の算定にかかる公正性・公平性、双務性、透明性向上を図るため、WTO対象工事を除く全ての工事について、競争参加資格確認申請書提出時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求める（提出は任意）。

○工事実績を証明する書類の簡素化（平成30年度～）

- ・工事実績情報システム（CORINS）登録データの写しの提出を不要とする（但し、CORINS登録データによって確認できない項目については、的確に判断できる最小限の証明書類の添付が必要）。

○参加要件にかかる書類(工程計画表)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）

- ・総合評価落札方式において、標準点（100点）を付与する判断根拠としてきた「工程計画表」の提出を不要とし、標準点は設定された競争参加資格要件を満たす者に一律に付与する。

○**技術提案にかかる書類(施工実績)の簡素化【中国独自】 (令和元年度～)**

- ・提案した技術の施工実績を示す書面の提出を不要とし、提案の実現性（提案の施工実績）については、必要に応じ、技術提案書様式に記載することとする。

○**作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化【中国独自】 (令和元年度～)**

- ・作業船の保有状況、環境基準達成への取組み状況を評価するために求めている書類のうち、作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする。